

労審発第1609号
令和6年7月30日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和6年7月30日付け厚生労働省発雇均0730第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

令和6年7月30日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

雇用環境・均等分科会
分科会長 奥宮 京子

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」について

令和6年7月30日付け厚生労働省発雇均0730第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、妥当と認める。

労審発第1610号
令和6年7月30日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和6年7月30日付け厚生労働省発雇均0730第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

令和6年7月30日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

雇用環境・均等分科会
分科会長 奥宮 京子

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和6年7月30日付け厚生労働省発雇均0730第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

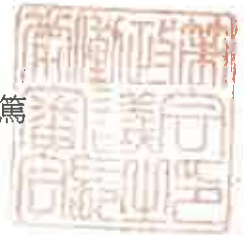
記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

労審発第1611号
令和6年7月30日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和6年7月30日付け厚生労働省発雇均0730第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

令和6年7月30日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

雇用環境・均等分科会
分科会長 奥宮 京子

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和6年7月30日付け厚生労働省発雇均0730第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

労審発第1612号
令和6年7月30日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和6年7月30日付け厚生労働省発雇均0730第4号をもって労働政策審議会に諮問のあった「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号及び第八十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

令和6年7月30日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

雇用環境・均等分科会
分科会長 奥宮 京子

「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号及び第八十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示案要綱」について

令和6年7月30日付け厚生労働省発雇均 0730 第4号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

労審発第 1613 号
令和 6 年 7 月 30 日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和 6 年 7 月 30 日付け厚生労働省発雇均 0730 第 5 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号、第八十六条及び第百三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

令和6年7月30日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

雇用環境・均等分科会
分科会長 奥宮 京子

「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号、第八十六条及び第百三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示案要綱」について

令和6年7月30日付け厚生労働省発雇均0730第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。